

九運総務第185号の2
平成28年3月30日

関係各位

九州運輸局長

平成28年全国緑化キャンペーンの実施について

標記について、国土交通省大臣官房長より別添のとおり通知がありましたので、この趣旨をご理解のうえ貴傘下関係会員に対し周知方よろしくお願い致します。

国官総第270号
平成28年3月24日

本省局長等 殿
地方局長等 殿

大臣官房長
(公印省略)

平成28年全国緑化キャンペーンについて

標記について、林野庁長官から別紙のとおり協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し、周知願います。





27 林整森第172号
平成28年1月5日

国土交通省大臣官房長 殿

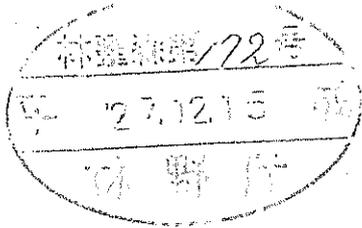
林野庁長官

平成28年 全国緑化キャンペーンの実施について

この度、公益社団法人国土緑化推進機構理事長から別添写しのとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を御理解の上、特段の御協力を頂きたいお願い申し上げます。

担当：林野庁森林整備部森林利用課緑化推進班
電話：03-3502-8111（内線6217）



国緑27第453号

平成27年12月15日

林野庁長官

今井敏殿

公益社団法人国土緑化推進機構

理事長 佐々木 毅



平成28年 全国緑化キャンペーンの実施について

国土緑化運動の推進並びに当機構の運営につきましては、日頃、格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、国土緑化の推進及び国民の緑化意識の高揚を図るため、各都道府県緑化推進委員会と連携して、毎年全国緑化キャンペーンを実施しています。

国土緑化運動の中核的な推進手段である緑の募金運動は、国民参加の森林づくりを推進するために、一層の進展が期待されるとともに、森づくりと木づかいを通じて東日本大震災からの復興を引き続き支援していくことが求められています。

このため、本年は、森林に対する国民の関心の高まりを緑化運動への参加に結びつけるよう、別紙の「平成28年全国緑化キャンペーン実施要領」に基づき広報活動等を実施し、国土緑化運動の前進を図りたいと考えております。

つきましては、本キャンペーンが効果的に展開できますよう、ご指導ご支援をお願い申し上げますとともに、各省庁、都道府県、森林管理局等への協力要請方につきましても特段のご高配をお願い申し上げます。



別紙

平成28年全国緑化キャンペーン実施要領

1 趣旨

森林は国土の保全、水源のかん養、木材の生産などの重要な機能の発揮を通じて、私たちの安心で安全な生活に欠かせない働きをしており、また、地球温暖化防止、生物多様性の保全とともに青少年の環境教育や心身の健康づくりの場としても重要な役割を果たしている。

戦後の荒廃した国土に対する危機感から始まった国土緑化運動の取組により造成された森林が成長し、資源として本格的な利用期を迎えている中で、日本の森林の現状は、国産材を利用し、植林し、育てる森林経営の循環が途切れ、伐採跡地の放置や間伐等の手入れ不足などによる荒廃が一層進むことが懸念されている。また、海外の森林も、砂漠化の進行などにより地球規模で減少しているところである。

人類の生存にとって欠かせない、人類共有のかけがえのない財産である森林を健全に次世代へ継承していくことは、世界的にも、また我が国にとっても共通する国民的な課題である。このようなことから、全国植樹祭・全国育樹祭をはじめとする様々な緑化行事とともに「緑の募金運動」、「もりのくに・につぼん運動」などを展開してきたところである。

国土緑化運動の中核的な推進手段である緑の募金運動が始まってから65年が、また、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律が制定されてから20年が経過し、森林を取り巻く状況が大きく変化している中で、現状の課題を認識し、それに即した新たな国民運動としての展開が期待されている。さらに、森づくりと木づかいを通じて東日本大震災からの復興を引き続き支援していくことが求められている。

このため、多様な機関・団体と連携を図り、全国統一的に各種の緑化キャンペーンを実施することにより、国民の森林への関心を一層喚起して緑化活動の具体的な行動に結びつけ、国民運動として国土緑化運動の大幅な前進を図ることとする。

2 スローガン

「緑が育つ人が育つ」（全国緑化キャンペーン・スローガン）

3 アイドルキャラクター

キャンペーンを広く国民に浸透させ幅広い参加を得るため、親近感を与えるアイドルキャラクター“どんぐり君”と“どんぐりちゃん”をキャンペーン全体を通じ

て活用する。

4 実施期間

平成28年1月15日～5月31日

5 実施主体

公益社団法人国土緑化推進機構（以下「国土緑推」という。）及び都道府県緑化推進委員会（以下「県緑推」という。）

6 実施方針

- (1) 国土緑推と県緑推は、連携して桜前線になぞらえた「みどり前線」に合わせ中央・地方の緑化関係事業を実施期間中に集中的に実施し、国民参加の森林づくりへの参加を呼びかける。（別紙1）
- (2) 緑化行事は、全国植樹祭・全国育樹祭などみどりの祭典の開催にとどまらず、古来培われてきた森林を生かす技や知恵、森林の持つ心身を癒すはたらきなどに着目し、森林へのニーズの多様化に対応して教育、文化、芸術、医療など森林と国民との豊かな関係を築く観点から行う。
- (3) 国土緑推及び県緑推は、関係行政機関の指導の下、報道機関、交通・通信機関、農林水産業等業種団体、緑のボランティア団体等への協力要請を行い、全国的支援体制をつくる。（別紙2）
- (4) 広報活動は、活字、音声、映像等各種媒体を活用するとともに、効率のよい媒体の選択、広報資料の作成により効果的に行う。また、国・都道府県・市町村広報、企業団体等機関広報、企業協賛広告の活用に努める。
- (5) 啓発資材は、全国共通資材を活用することにより、全国統一的な運動気運を醸成するとともに、地域の身近な資材を使用し効果的な啓発に資する。
- (6) 中央、地方を通じた各種の緑化行事は「国際森林デー」(3月21日)や「みどりの月間」(4月15日～5月14日)を中心に集中的に実施し、緑化気運の高揚を図る。
また、「国際森林デー」の統一標語を「緑の地球を未来へ」とし、国連の国際森林デーマークとともに活用する。（別紙3）
- (7) 地域住民に緑化行事への参加を呼びかけるため、地域の放送局などと連携し効果的な情報提供と話題づくりに努める。

7 全国緑化キャンペーンの内容

- (1) 緑の羽根着用キャンペーン

緑化運動のシンボルである緑の羽根の着用を緑の募金協力者等に呼びかけ、全国的な緑化気運の醸成を図る。

【全国共通呼びかけ期間 みどりの月間（4月15日～5月14日）】

(2) 国土緑化ポスターキャンペーン

共通ポスターを全国津々浦々の公共機関等の掲示板等人目につくところに掲出し、全国的な緑化気運の醸成と緑化活動への参加を呼びかける。

(3) 地球温暖化防止に向けた国民参加の森林づくりキャンペーン

地球温暖化防止を呼びかける幟を県庁、関係団体の事務室など広告効果の大きいところに設置するとともに、全国の公共施設、商業施設等に緑の募金ポスター、募金箱等の啓発資材を設置する。また、ホームページに緑のボランティア活動情報を掲載し、「緑の募金でふせごう地球温暖化」をスローガンとして、緑の募金や森林づくりへの参加を呼びかける。

(4) 道の駅グリーンプロジェクト

主要な国道の「道の駅」等のネットワークを活用して、国土緑化・緑の募金ポスターの掲出、募金箱付きラックの設置、国土緑化巡回写真展等の開催等により、地球温暖化防止や持続可能な社会構築への協力を呼びかける。

(5) 緑の募金スカイキャンペーン

国内線航空機内において、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、緑の募金をテーマとするビデオを上映し、乗客等に緑の募金運動への協力を呼びかける。

【実施期間 4月】

(6) もりのくに・につぼん運動

古来培われてきた森林の恵みを生かす技や知恵を継承し、国民の緑化意識を醸成するため、森の名手・名人を全国から選定し、次の各種プロジェクトを実施する。

ア 聞き書き甲子園フォーラム（3月27日 東京都 東京大学弥生講堂）

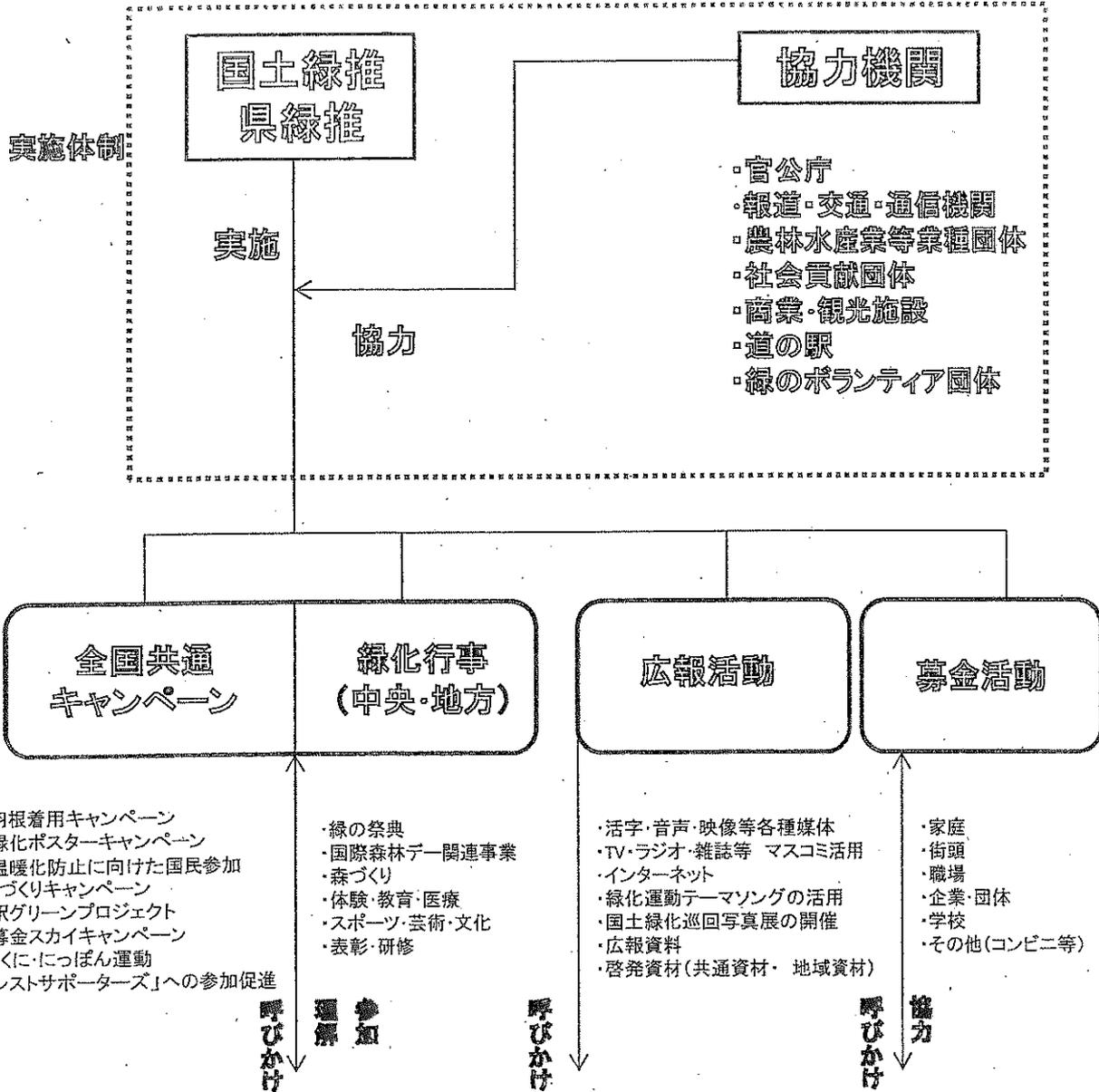
イ 聞き書き甲子園振り返りワークショップ及び「海の森」植樹体験（3月28日）

ウ 共存の森づくり（千葉県、新潟県、愛知県、滋賀県、奈良県、福岡県）

(7) 「フォレスト・サポーターズ」の推進

「美しい森林づくり全国推進会議」との連携・協力を一層強化し、「フォレスト・サポーターズ」への積極的な登録・参加を呼びかける。

全国緑化キャンペーン実施方針 (概要)



(別紙2 関係団体への要請文参考)

全国緑化キャンペーンへの協力をお願い

森林は国土の保全、水源のかん養、木材の生産などの重要な機能の発揮を通じて、私たちの安心で安全な生活に欠かせない働きをしており、また、地球温暖化防止、生物多様性の保全とともに青少年の環境教育や心身の健康づくりの場としても重要な役割を果たしています。

戦後の荒廃した国土に対する危機感から始まった国土緑化運動の取組により造成された森林が成長し、資源として本格的な利用期を迎えている中で、日本の森林の現状は、国産材を利用し、植林し、育てる森林経営の循環が途切れ、伐採跡地の放置や間伐等の手入れ不足などによる荒廃が一層進むことが懸念されています。また、海外の森林も、砂漠化の進行などにより地球規模で減少しているところです。

人類の生存にとって欠かせない、人類共有のかけがえのない財産である森林を健全に次世代へ継承していくことは世界的にも、また我が国にとっても共通する国民的な課題となっていることから、全国植樹祭・全国育樹祭をはじめとする様々な緑化行事とともに「緑の募金運動」、「もりのくに・にっぽん運動」などを展開してきました。

国土緑化運動の中核的な推進手段である緑の募金運動は、国民参加の森林づくりを推進するために、一層の進展を期待されています。さらに、森づくりと木づかいを通じて東日本大震災からの復興を引き続き支援していくことが求められています。

このため、多様な機関・団体と連携を図り、「国際森林デー」(3月21日)や「みどりの月間」(4月15日～5月14日)を中心に全国統一的に各種の緑化キャンペーンを実施することにより、国民の森林への関心を緑化活動の具体的な行動に結びつけ、国民運動として国土緑化運動の大幅な前進を図りたいと考えています。

つきましては、本キャンペーンの趣旨にご賛同いただき、広報、情報誌等による「キャンペーン」の告知、緑の羽根の着用、国土緑化ポスターの掲出、ミニ幟の設置、シールの貼付、緑化活動への参加等につき、格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成28年1月

公益社団法人 国土緑化推進機構
理事長 佐々木 毅

平成28年春期緑化関係中央行事(未定稿)

行 事 名	開催時期	開催場所	行 事 内 容
1 全国緑化キャンペーン2016	1月15日(金)～ 5月31日(火)	全国	スローガン：緑が育つ人が育つ ポスター、シール、リーフレット、ブックレット、募金箱
2 地球温暖化防止に向けた緑の募金 キャンペーン2016春	1月15日(金)～ 5月31日(火)	全国	スローガン：緑の募金でふせごう地球温暖化 ポスター、シール、リーフレット、ブックレット、募金箱
3 森林・林業専攻高校生海外研修	1月30日(土)～ 6日(土)	インドネシア	東南アジアの森林造成活動への参画、現地高校生との交流を通じ、森林・林業に関する国際的知見を習得
4 国際ホテル・レストランショー	2月16日(火)～ 19日(金)	東京ビックサイト	各種地域材製品の展示等
5 海岸林再生ワークショップ2016	2月下旬予定	宮城県	海岸林再生活動団体を対象に、技術研修と団体間の情報交流
6 企業・NPO森づくりセミナー	2月下旬予定	東京都内	セミナー、トークショー他
7 ハッピーママフェスタ2015	2月26日(金)～ 28日(日)	なごやドーム	森と木の子育てひろばの設置等
8 東日本大震災復興支援チャリ ティーコンサート	3月13日(日)	東京 全労済ホール スペース・ゼロ	庄野真代、福島県相馬地区高校吹奏楽部他
9 国際森林デー2016 みどりの地球 を未来へ～国際交流・海の森植樹 ～	3月26日(土)	東京都海の森 日本科学未来館	記念植樹、国内外の子供たちの交流会等
10 第14回開き書き甲子園フォーラム	3月27日(日)～ 28日(月)	弥生講堂(東京大学本 郷キャンパス内) 東京湾海の森	森の名手・名人と高校生対談 開き書き甲子園報告・トークショー 次世代リーダー養成研修、植樹等
11 緑の募金スカイキャンペーン	4月1日(金)～ 4月30日(土)	全日空国内線機内他	機内ビジョン上映 テーマ：地球温暖化防止、緑の募金
12 緑の募金 全国一斉強調月間	4月15日(金)～ 5月14日(土)	全国	「緑の募金でふせごう地球温暖化」をスローガンに各種のイベ ント、募金など多様な活動を展開
13 ミス日本みどりの女神等による 「緑の羽根着用キャンペーン」	4月中旬	東京都内	内閣総理大臣等に、ミス日本みどりの女神等が「緑の羽根」を着 用
14 ラジオパーク in 日比谷2016	4月下旬	東京 日比谷公園	緑の募金の紹介、国土緑化写真展「蘇る山々の緑～日本の森林い まむかし」、木工教室、森林案内ツアー
15 みどりの日	5月4日(月)	全国	皇居吹上御苑での自然観察会、全国森林ボランティア活動など
16 第26回みどりの感謝祭	5月14日(土)～ 15日(日)	東京 イイノホール 日比谷公園	式典 みどりとふれあうフェスティバル
17 グリーンパラダイス	5月9日(土)	東京 日比谷公園	緑の唄、緑の募金の紹介、緑の募金 出演者：南こうせつ他
18 第67回全国植樹祭	6月5日(日)	長野県長野市 式典会場：オリンピッ ク記念アリーナ エム ウェーブ	テーマ：ひと ゆめ みどり 信濃から未来へつなぐ森づくり 出席者：天皇・皇后両陛下他
19 森林と市民を結ぶ全国の集い2016 in東京	6月12日(金)～ 14日(日)	東京都世田谷区「東京 農大キャンパス」	全体会、分科会、ワークショップ等

(参 考)

「みどりの月間」及び「みどりの学術賞」の創設について

〔平成18年8月8日
閣 議 決 定〕

- 1 「みどりの日」についての国民の関心と理解を一層促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるため、「みどりの月間」を設けるとともに、「みどりの学術賞」を創設する。
- 2 「みどりの月間」は、毎年4月15日から5月14日までの期間とする。
- 3 この期間において、「みどりの式典」を開催するほか、地方公共団体及び一般の協力を得て、「みどり」に関する各種行事等を全国的に実施する。
- 4 「みどりの学術賞」は、国内において植物、森林、緑地、造園、自然保護等に係る研究、技術の開発その他の「みどり」に関する学術上の顕著な功績のあった個人に内閣総理大臣が授与する。
- 5 「みどりの学術賞」の授与は、「みどりの式典」において行う。また、緑化推進運動の実施について顕著な功績のあった個人又は団体に対する内閣総理大臣の表彰についても、併せて実施する。
- 6 「みどりの学術賞」の授与及び「みどりの式典」の開催に必要な事務は、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省等関係省庁の協力を得て、内閣府において行うものとし、所要の検討を進める。
- 7 「みどりの日」においては、国公立公園の無料開放を行うほか、地方公共団体及び一般の協力を得て、国民が自然に親しむための各種行事等を全国的に実施する。
- 8 平成元年4月18日閣議了解により設けられた「みどりの週間」は、廃止する。